

令和8年3月25日

宗像市議会
議長 岡本 陽子 様

建設産業常任委員会
委員長 小林 栄二

委員会審査報告書

本委員会に付託された事件の審査結果を報告します。

記

第15号議案 市道路線の認定について

道路法の規定に基づき、市道路線を認定するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

田久67号線、原町16号線及び原町17号線の3路線について、宅地開発に伴い整備された道路を市道路線として認定する。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第16号議案 市道路線の廃止について

道路法の規定に基づき、市道路線を廃止するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 轟8号線は、宗像清掃工場の南側に位置する路線であり、民間事業者がその周辺一帯の土地を購入し、県と林地開発について協議をしていることから、今後、受益者が当該民間事業者のみとなるため、市道路線を廃止するもの。廃止した道路は、当該民間事業者に払下げを行う。
- 2 須恵1010号線、須恵1011号線及び須恵1013号線の3路線は、土地区画整理事業により土地の形状が変わるため、市道路線を廃止するもの。土地区画整理事業完了後の新たな区画にて市道路線の認定を予定している。

【意見】

(賛成意見)

・須恵地区での開発について、周辺の道路は交通量が多く危険な箇所があるため、市道認定から外れた道路についても事業者任せにせず、行政として交通安全面にも配慮して整備を進めてほし

い。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 17 号議案 市道路線の変更について

道路法の規定に基づき、市道路線を変更するに当たり、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 轟 1 号線は、宗像清掃工場の南側に位置する路線であり、民間事業者がその周辺一帯の土地を購入し、県と林地開発について協議をしていることから、今後、受益者が当該民間事業者のみとなるため、既存の市道を縮小し、終点を変更する。変更に伴い市道認定から外れた道路は、当該民間事業者に払下げを行う。
- 2 須恵 5 1 号線及び須恵 5 6 号線は、土地区画整理事業により土地の形状が変わるため、既存の市道を縮小し、起点を変更する。
- 3 平等寺 1 0 1 2 号線は、市道の認定範囲が民有地に及んでいるため、認定範囲を縮小し、終点の変更を行う。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 18 号議案 宗像市公園条例の一部を改正する条例について

都市緑地法等の一部を改正する法律を契機とした公民連携の推進並びに都市公園の利用促進及び防災性の向上を目的として、本市の実情に応じた建蔽率の基準の特例を定めるため、条例の一部を改正するものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 市内の公園は比較的小規模なものが多く、現行の条例では小さな公園施設しか建てられないなどの実情があることから、さらなる公園の活用やこれまでにない魅力を発信するために条例改正を行う。
- 2 近隣公園または街区公園のうち、4,000平方メートル未満の公園に限定して、公園施設を建築する場合の建蔽率を現行の2%から8%に引き上げる。
- 3 都市公園の中に、都市再生特別措置法の規定による公園施設設置管理協定に基づく滞在快適性等向上公園施設を建築する場合、当該都市公園の敷地面積の10%を限度として、建蔽率を緩和する。

【意見】

(賛成意見)

- ・公園の在り方における可能性を広げるための改正であると考えている。今回の改正が多様な住民サ

ービスにつながることを期待する。

・公園にはそれぞれ特徴があるため、その特徴を地域住民などにヒアリングした上で公園の可能性を広げてもらいたい。

(反対意見)

・建蔽率を緩和することは、P a r k - P F I 及び公園の指定管理者制度に道を開くことになり、民間事業者が経営することで収益額や収益額から公園の維持管理に充てられた金額などが不透明になることが考えられる。また、無料駐車場が有料になるなどの事例もある。住民の福祉増進のためには、その用地を行政が確保するということが原則と考える。

【審査結果】

委員会は、賛成多数で原案のとおり可決した。

第 19 号議案 辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について

地島辺地及び大島辺地における公共的施設の総合的かつ計画的な整備の促進に関し、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 辺地に係る公共的施設の総合整備計画は令和 7 年度から令和 9 年度までの 3 か年計画であり、計画期間の 2 年目を迎えるに当たり、各部署から提出された事業内容を基に計画の変更を行う。対象事業はハード整備事業のみで、計画に記載することで辺地対策事業債の活用が可能となり、充当率は対象事業の 100%である。また、財政措置として後年度以降、元利償還金に対し 80%が交付税算定の基礎に算入される見込みである。
- 2 地島地区では、追加事業として、地島白浜港の船舶着棧用の防舷材の取替え及び待合所の照明の LED 化、つばきロードの改修、地島漁港の冷凍及び冷蔵施設の整備を行う。
- 3 大島地区では、追加事業として、大島風車、大島学園のランチルーム、体育館の老朽箇所及びプールの改修、運動場の遊具の新設改修を予定している。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。

第 20 号議案 宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）の変更について

本市における過疎地域の持続的発展に関し、過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

【審査内容】

明らかになった主な事項は次のとおり。

- 1 現在の宗像市過疎地域持続的発展計画（大島地域）は、計画期間が令和 7 年度で終了するた

め、令和8年度から令和12年度までの5か年計画に変更及び更新を行う。計画に事業内容を記載することで過疎対策事業債の活用が可能となり、充当率は対象事業の100%である。また、財政措置として後年度以降、元利償還金に対し70%が交付税算定の基礎に算入される見込みである。

- 2 県が定める福岡県過疎地域持続的発展方針に基づき、現行の計画において実施してきた事業を現状の状況等を踏まえ、第3次宗像市総合計画で掲げるまちの将来像に即し、各部署から提出された事業内容を基に計画の変更を行う。

【意見】

(賛成意見)

- ・大島の人口を維持するために、少なくとも本土並みの子育て環境の整備を行い、子育て世帯の移住推進を図ってほしい。
- ・離島の持続的な発展に果敢に挑戦する取組を評価する。離島という特性上の暮らしにくさの解消や離島地域の発展に向けた取組を進めてもらいたい。

【審査結果】

委員会は、全員賛成で原案のとおり可決した。